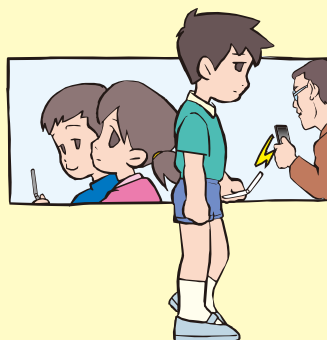


子どもをインターネットの危険から守るのは保護者の責任です

トラブルや犯罪の形態は日々変化しています。子どもを被害者にも加害者にもしないため、利用状況を適切に管理し、正しい使い方を学ばせるのは保護者の責任です。



※有害情報等へのアクセス

- ・アダルトサイト、違法情報サイト等の閲覧
- ・掲示板サイト、コミュニティサイト等が発端となった犯罪被害（性犯罪、詐欺等）
- ・架空請求サイトへの誘導

※無料通話アプリを巡るトラブル

- ・見ず知らずの者と繋がる危険性
- ・グループ内での誹謗中傷や仲間はずれ
- ・返信に追われる、返信が気になるなどの依存

※SNSの不適切な利用によるトラブル

- ・悪ふざけや迷惑行為等の発信が原因で、個人情報がネット上に拡散
- ・第三者の写真を勝手に公開するなどプライバシーの侵害

携帯電話、スマートフォンには、フィルタリングの利用を

1 フィルタリングの利用

スマートフォン、携帯電話は、性的、暴力的、または犯罪を誘発する違法情報にも容易にアクセスできるインターネット端末です。

子どもに有害情報を閲覧させないためには、フィルタリングサービスが有効です。子どもの成長や希望に応じて、サイトの閲覧やアプリのインストールを個別に許可するなどのカスタマイズも効果的です。

青少年インターネット利用環境整備法（平成20年法律第79号）では、18歳未満の青少年が使用するケータイ・スマホには、原則として「有害サイトアクセス制限サービス（フィルタリング）」を利用しなければならない旨が定められています。

また、和歌山県青少年健全育成条例では、ケータイ・スマホのフィルタリング解除を希望される保護者の方に、「あらかじめ知事に意見を求めなければならない」ことを義務付けています。（手続きは裏面を参照してください。）

2 家庭内でのルールづくりを

フィルタリングで全ての有害情報を回避することはできませんので、家庭でのルールづくりが必要です。

どんな危険性があるのか家庭で話し合い、子どもの利用状況に関心を持ち、不適切な利用をしないための教育を行うとともに、定期的に確認するなど適切に管理しなければなりません。